

交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事（以下、「本工事」という。）の工事受注者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 工事の概要

(1) 工事名

交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事

(2) 工事内容

「(別紙1) 要求水準書」のとおり。

(3) 工事期間

議会の議決日から令和9年3月24日まで

※議会の議決日は9月を想定している。

3 契約上限額

89,646,900円（消費税および地方消費税を含む。）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この上限額を越えてはならない。提案見積金額が上限額を越えた場合は、失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 スケジュール

	内容	日程
①	公告（公募および質問受付開始）	令和8年6月5日（金）
②	質問書の提出期限	令和8年6月17日（水）午後5時まで
③	質問書の回答	令和8年6月22日（月）
④	参加申込書兼誓約書の提出期限	令和8年6月29日（月）午後5時まで
⑤	企画提案書等の提出期限	令和8年7月13日（月）午後5時まで
⑥	プレゼンテーション審査	令和8年7月下旬
⑦	審査結果の通知	令和8年7月下旬

※スケジュールは現時点での予定であり、状況により変更する場合がある。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の項目を全て満たす者とする。なお、参加申込書兼誓約書等提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8 年度竜王町入札参加資格有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した、官公庁から発注した複合遊具の設計、製造および設置した実績を有するものであること。
- (4) 本工事の公告の日から議会の議決日までの間において、竜王町建設工事等指名停止基準（平成 17 年竜王町告示第 1 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (6) 自社または自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員およびそれらの利益となる活動を行っている者でないこと（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出および当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）。
- (7) 竜王町暴力団排除条例（平成 23 年竜王町条例第 21 号）第 6 条に基づく入札への排除措置を受けていないこと。

7 説明会

開催しない。

8 公告

- (1) 公告開始日
令和 8 年 6 月 5 日（金）
- (2) 公告方法
竜王町ホームページへの掲載
URL <https://www.town.ryuoh.shiga.jp>

9 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問および質問に対する回答は、次のとおり行う。

- (1) 受付期間
令和 8 年 6 月 5 日（金）から令和 8 年 6 月 17 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出方法
質問書【様式 1】に質問箇所と内容を記載し、「19 担当課」宛てに電子メールで送付するものとする。質問書【様式 1】の質問記入欄については適宜追加して差し支えない。電子メールのタイトルは「【会社名】交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事質問書」とすること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
なお、電子メール送信後、確認のため、「19 担当課」宛てに電話による連絡をすること。電話連絡は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、令和8年6月22日（月）までに町ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

提出期限までに質問書【様式1】が到着できないものは無効とする。質問内容が不明瞭なもの等内容によっては回答しない場合がある。また、回答に対する再質問は受け付けない。

10 参加申込書兼誓約書等の提出

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①参加申込書兼誓約書	【様式2】	
②企画提案書表紙	【様式3】	
③企画提案書本文	様式任意	「11 企画提案書の提出」参照
④工程計画表	様式任意	設計、製造、施工までの作業について記載
⑤工事实績書	【様式4】	官公庁から発注した複合遊具の受注実績について記載（主なもの3件以内）
⑥実施体制表	【様式5】	配置予定技術者等と所属・役職について記載
⑦配置予定者経歴調書	【様式6】	配置予定技術者等の実務経験年数、業務実績等について記載
⑧提案見積書	【様式7】	
⑨提案見積書（写し）	【様式7】	

(2) 提出部数

正本（書類名①～⑧） 1部

副本（書類名②～⑦および⑨） 12部

提出書類の電子データを収録したCD-R 1枚

※副本は審査に用いるため、全ての書類において会社名等が特定できるような表現、記載および押印等は一切行わないこと。

(3) 提出期間

書類① : 令和8年6月5日（金）から6月29日（月）まで

書類②～⑨ : 令和8年6月5日（金）から7月13日（月）まで

(4) 提出方法

書類① : 「19 担当課」宛に電子メールまたは郵送で提出すること。

書類②～⑨ : 「19 担当課」宛に郵送または持参で提出すること。

電子メールのタイトルは「【会社名】交流・文教ゾーン公園遊具設計設置工事プロポーザル参加申込書兼誓約書」とすること。なお、電子メール送信後、確認のため、「19 担当課」宛に電話による連絡をすること。電話連絡は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、提出期間内に必着した書類のみ受け付ける。持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

11 企画提案書の提出

(1) 体裁

A4版で提出すること。文字の大きさは12ポイント以上を目安に作成すること。また、A3版の資料を挿入する場合は、片面で印刷し、A4サイズに折り込むこと。

(2) 内容

企画提案書については、「(別紙1) 要求水準書」の内容を網羅するとともに、自社独自の経験や技術を活かした有益で画期的な提案とすること。

提案目的物の完成予想図および配置計画図、製品の寸法や材質のわかる構造図(平面図、立面図、側面図)、設置後20年間の消耗品の交換および各種検査等に要する経費を試算した維持管理試算表等を作成すること。

なお、完成予想図は過大な表現は避け、実物スケールに近い表現とすること。構造図については、遊具の高さ等の規格を提案目的物すべてに明記すること。

また、契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

12 企画提案の無効

- (1) 本プロポーザルに対して、2案以上の企画提案(見積り)をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提案に対して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 契約上限額を超過しているとき。
- (5) その他本実施要領に違反しているとき。

13 プレゼンテーション審査

(1) 審査方法

企画提案書等に基づき、公正かつ厳正に書類審査およびプレゼンテーション審査を実施し、工事受注候補者を選定する。なお、審査は非公開とする。

(2) プレゼンテーション

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した提案者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は、提出された書類の確認後、別途提案者に通知する。

①日時・会場

日時 令和8年7月下旬

※実施の詳細については、決定次第、通知等により連絡する。

会場 竜王町役場内

②時間構成

1者あたり20分以内の説明とする。また、説明後に20分程度の質疑を行う。

③留意事項

提案者の出席者は3名以内とする。説明および質疑に対する回答は本工事の担当者が行うこと。説明は、提出した企画提案書等の内容に基づくものとする。また、電源、テレ

ビモニター、HDMI ケーブルおよび電源コンセントは町で用意するが、その他必要な機器は提案者が持参すること。

14 工事受注候補者の選定

審査委員会において、次の項目に基づき、工事受注候補者の選定を行う。

- (1) プレゼンテーションにおける審査で、最も高い評価を受けた者を工事受注候補者とし、次に合計点の高い者を次点者とする。
- (2) 採点合計点が同一の場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 「テーマおよびコンセプト」および「遊具構成」の合計得点が高い者を上位とする。
 - イ アが同点の場合は、「安全性」および「維持管理」の合計得点が高い者を上位とする。
 - ウ イも同点の場合は、各審査委員から意見を聞き、順位を決定する。
- (3) あらかじめ設定した最低基準点を下回る場合は、工事受注候補者として選定しない。
- (4) 提案事業者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとし、最低基準点を満たした場合は、工事受注候補者とする。

(5) 評価項目、評価内容および配点は次のとおりである。

評価項目	評価内容	配点
テーマおよび コンセプト	整備範囲の一体感を創造し、公園全体の魅力および施設価値の向上につながる提案となっているか。	10点
	公園利用者の増加や交流促進など、にぎわいの創出が期待できる提案となっているか。また、竜王町中心核「交流・文教ゾーン」のシンボルとして地域住民に親しまれ、愛着を持たれるデザイン性・独自性を有しているか。	10点
遊具構成	子どものチャレンジ精神や主体性を育み、心身の健やかな成長につながる多様な遊びの要素が効果的に取り入れられているか。	10点
	様々な個性や感性を持った子ども達がともに遊べるような遊具構成や空間計画となっているか。	10点
	保護者等が子どもの状況を把握しやすく、見守りしやすい動線や視認性に配慮した提案がなされているか。	10点
安全性	遊具自体が必要な安全基準を満たしていることに加え、クッション材の設置や夏場の火傷対策など、利用環境を含めた安全性への配慮がなされているか。	5点
	からまり、引っ掛かり、落下、挟み込み等への対策、子どもたちの予期しない遊び方や行動を想定し、事故防止に向けた安全対策が十分に講じられているか。また、万が一事故が発生した際の補償・保険等の内容が充実しているか。	5点
維持管理	劣化の軽減に配慮し、長期的な使用に耐えうる耐久性の高い材質・構造が採用されているか。	10点
	日常点検、小規模修繕を容易に実施できる材質・構造となっているか。また、定期点検費用や修繕費用の低減につながる提案となっているか。	5点
工程計画	実施体制（人員の配置、安全管理等）や工法・工程の具体的な提案があり、実現可能なものとなっているか。	5点
	工法や工程内容に工夫がみられ、費用の縮減および工期の短縮に資する提案がされているか。	5点
提案力	本工事の目的や地域特性を十分に理解したうえで、積極的な取組意欲、独自提案、熱意が感じられる提案となっているか。	5点
価格評価	$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低提案見積金額}) / (\text{当該提案者の見積金額})$	10点
合計		100点

15 審査結果

- (1) 令和8年7月下旬にプレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。なお、審査結果は、町ホームページにおいても公表する。
- (2) 審査結果に対する一切の事項についての質問、異議申立ては受け付けない。

16 契約の協議および締結

- (1) 工事受注候補者の決定後、速やかに工事受注候補者と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本工事の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、契約上限額を越えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (2) (1)による協議成立後、町と工事受注候補者との間で確定した契約内容で再度見積を徴取し、契約上限額の範囲内で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものとする。
- (3) 町と工事受注候補者の協議が不調となり契約締結ができなかった場合は、次点者と契約に向けた協議を行うものとする。
- (4) 契約を締結するまでに「6 参加資格」を満たさなくなる場合等、著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、契約を締結しない場合がある。

17 辞退の表明

参加申込書兼誓約書【様式2】の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式8】により、「19 担当課」宛に提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

18 その他（全体に係る留意事項）

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用の一切については、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出期限までに提出書類が到着できないものは無効とする。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 提出後の書類の追加および削除は認めない。ただし、プロポーザルに関する質問書【様式1】は除くものとする。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、工事受注者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認めるとき、町は工事受注者にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用することができる。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求がなされた場合は、竜王町情報公開条例（平成14年竜王町条例第31号）に基づき公開について判断する。

19 担当課

- (1) 担当課 竜王町中心核整備課
- (2) 所在地 〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
- (3) 連絡先 TEL：0748-58-3717
FAX：0748-58-5050
E-mail：chushin@town.ryuoh.shiga.jp